

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

(平成 26 年 12 月 9 日 午後 3 時 25 分 再開)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き会議を開きます。

質問に入ります前に、森山議員、それから永原議員、それから伊藤課長より発言の訂正を求められておりますので、許可いたします。まず、9 番、森山議員。

◆9 番 (森山木の実) 先ほど私の一般質問のうち、長野広域連合のごみ焼却施設が 15 年で廃止されると言いましたけれども、30 年の間違いと指摘がありました。また、廃止後連合内の持ち回りで、次は信濃町に施設が建設されるような誤解を生むような言い方をしてしまいましたが、15 年後に信濃町に焼却施設が建設されるというようなことはございません。以上訂正させていただきます。

●議長 (小林幸雄) 5 番、永原議員。

◆5 番 (永原和男) 先ほどの私の関連質問の中で、厳しい町長選挙を戦いぬかれ、11 月 28 日に就任をされました横川町長に対し、「就任間近」という表現を使ってしまい、「就任間もない」という発言の趣旨であったわけでありましたが、同僚議員から重大な誤りであるというふうに指摘をされました。心よりお詫びを申し上げます。訂正をお願いします。

●議長 (小林幸雄) それでは伊藤産業観光課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 先ほど永原議員さんの関連質問で、雇用促進住宅で設計が完了した向きのことを、私、報告させていただいたんですけれども、まだ一部残っております、26 年度に設計が終わり、27 年度に建設ということで訂正をお願いいたします。

●議長 (小林幸雄) 以上で訂正の部分は終わります。それでは質問に入らせていただきます。

通告の 5 佐藤武雄議員。

- 1 農業 (農家・農地) の現状とあり方について
- 2 建設残土の現状は
- 3 防災関連について
- 4 菅川栈橋について
- 5 国に関する事象について

議席番号 4 番・佐藤武雄議員。

◆4 番 (佐藤武雄) はい。議席番号 4 番・佐藤武雄、一般質問を行ないます。その前に横川町長、就任おめでとうございます。町長は行政経験が長く、また、それから少し離

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

れたところからも、そういう部分もありますので、客観的に行政を見る、そこに私は期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

それでは質問に入ります。まずは先ほどの北村議員の質問にも関連しますが、農業公社の設立について、順番が少し前後しますが、これについてまず伺いたいと思います。

現在、農地中間管理機構での、農地集積や農地の貸借で、現在「借りたい」とした希望者の一割に満たない農地の集積状況ということでもあります。単協の JA では新たな担い手の確保として、新規就農支援・研修生受け入れ・技術実証、遊休荒廃地対策として、JA 出資法人株式会社ながの農花を設立し、事業を進めるとしています。これは県の農地中間管理機構とも連携するということでもあります。この新規就農者への JA の必要な指導は、技術技能だけではなく、金銭の管理や取引先との人間関係の構築や経営指導も必要となります。若者の新規就農や地域おこし協力隊などを、マスコミが美化をして天狗になってしまい、技術も技能も磨かずに地元の人たちとも協調できず、つぶれていく若者が少なくないと聞いております。

そこで、町長、農業公社設立の展望と、こういった各、例えば、中間管理機構や JA との連携や棲み分けは、どのように考えておりますでしょうか。まず伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 佐藤武雄議員さんのご質問にまずお答えをさせていただきます。その前に、大変また激励も含めて頂戴いたしまして、感謝申し上げます。

農業公社に係るお尋ねでございます。私自身は、いわゆる農地、この信濃町の中の農地、そして農業を守る、そういう意味で、農業公社というのは、非常に重要な役割を今後持つと、そういうことで、農業公社立ち上げというようなことも、お約束をさせていただいているところでございます。今ご指摘のように、この新農業の基本政策とも並行してよいのでしょうか、中間管理機構の中で、農地集積ということでやっております、先ごろの新聞を見ますと、大分前でしたけれども、まだ、10 パーセント程度しか集積になっていないというような情報もあります。そしてまた JA さんが、今後どういうふうな関わりになるのか、私もまだその辺を細かく勉強している状況ではございません。いずれにしても、この前段申し上げた基幹産業である、この信濃町の農業農地を守っていくという面から、この振興公社という問題についても、申し上げさせていただいているところでございます。これについては、私も本当に慎重に、慎重に、いろいろな根底の中で、皆さん方と、調整も含めて話し合いをして、方向性が定まれば良いのかなというふうに思っております。ただ、問題は先ほど、いろいろと認定農業者のお話もございました。大変高齢化も進んでいる、認定農業者の皆さん方も、農地集約をされながら、大変なご努力をされて、面積拡大を図って、信濃町の農業を守るというような意識も含めて、今取り組んでおられる。逆に、そのことが、また裏の面を返しますと、一方的に広大な面積が耕作できないような状態にもなりかねないという、そういう心配の中

で、この農業を守る場合に、どうしてもこの農業公社というものを、基本的にどういうふうにしようかということで、考えているわけございまして、その関係上から、できるだけ早く、その体制を整えたいという気持ちは、私は持っているわけですが、しかし、そこに行くまでには、皆さん方の、関係の皆さん方のいろいろなお話も頂戴しながら、納得のできる、そしてまた、あと運営がしっかりできるという体制の中で進めないとならずに、こういう考えの中で、慎重にしかもできるだけスムーズに行くような方向を、これから進めてまいりたいというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 私も同感で、農業公社は慎重に進めていっていただきたいと、こういうふうに思っております。

引き続きまして、農地に付いて伺いたいと思います。

農地については、農地法の規制緩和は、実行的な意味がないように思います。農地行政が崩壊をしていることもあり、農業生産法人の要件にしても、書類と実態の差をチェックできる体制がなく、ダミーの農業生産法人を仕立てるといったケースが後を絶たないと聞いております。こういう法人が、農地の農外転用目的だったり、耕作放棄をしている状況です。この規制緩和と並んで、農政では大規模化が言われておりますが、大規模化すれば、農業の競争力が高まるという主張があります。しかし、識者の間では、規模にこだわるという発想自体が、現実離れをしていると言います。現在の農業では、田起こし、田植え、そして稲刈りと言った作業を委託したり、受託したりというのが、普通に行われております。農作業の全面的な受託委託は、実質的には、農地の貸借作業と同じであり、これを活用すれば、企業だろうと個人だろうと農業に参入できる法的規制がないということですが、そこで、農業委員会長に、この受託委託に関して、規制、農地法の規制が掛からないということによろしいのでしょうか。伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 須藤農業委員会長。

■農業委員会長 (須藤照雄) 佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。農作業の委託受託につきましては、自由でございます。農地法 3 条に基づきまして許可された利用権、これで設定した農地、または農業経営基盤強化促進法によりまして、複数農地権利の関係、そちらのほうの利用権を設定したものについても、自由でございます。ちなみに、農作業の委託受託の関係というのは、年々増えているような傾向にございまして、農家戸数の関係も、22 年ですと、1187 人、26 年ですと、1026 人ということでもって、農家戸数のほうも減少している。したがって、機械の方も購入できないので、委託。こういうことが起きております。委託された場合には、経費が掛かりますし、そういう場合にあっては、対価を支払う。したがって、最後は申告というようなことも必要になってまいりますので、そちらのほうの記帳もお忘れなく、申告の手続きもよろしく

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

お願いしたい。こんなふうに思います。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) はい。分かりました。耕作面積といっても、作業の受託委託をどう扱うかで、大変大規模化とか、そういうものも変わってくるのではないかと考えております。信濃町は平地もあります、中山間地もあり、大規模化といっても、まあ限度があり、効率も悪いと思います。農業では土地、農地が、生産に決定的で重要な役割を果たします。まず、食料自給率や食料安全保障の面でも、農地が保障されていなければ、最悪の場合、飢餓が生じるということです。農地中間管理機構は高齢農家などから農地を集め、必要に応じて簡易な基盤整備を行って、一定のまとまりある農地を確保した上で、規模拡大を目指す担い手に貸し付けるということで、農地の貸し手に手厚く支援する体制がとられています。個人を対象にした集積協力金と、地域を対象にした集積協力金があるということですが、地域向けは「人農地プラン」を策定していることが前提だということです。その地域の農地をどれだけ機構に貸し付けているかの割合に合わせて、2 割超・5 割以下だと 10 アール当たり 2 万円。5 割超・8 割以下で 2 万 8000 円。8 割超で 3 万 6000 円を支払い、2015 年度までは、各単価を基本の 2 倍に引き上げということです。個人への単価は基本の 4 倍で、この他、高齢による離農などの、自作地を貸す人への経営転換協力金などもあるということです。2015 年度までにと年限を区切ったのは、農地の集積や集落営農の組織化、農業法人化などの取り組みを急速に進める目的のためだと言われております。

そこで伺います。農地に対する規制緩和、大規模化への考え方、それから中間管理機構に対する取り組み、また「人農地プラン」の作成の進捗状況を伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 伊藤課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) それではまず、「人農地プラン」の方から、進捗状況でございます。今までの経過を説明させていただきますけれども、「人農地プラン」は、人と農地の問題を解決するために、24 年度から国が事業をスタートさせたという中で、高齢化や農業の担い手不足が心配される中で、将来的に農地を使って農業を進めていくかということで、地域の皆さんが、それぞれ話し合いに基づき、作成していくんだということで、信濃町も信濃町営農支援センター等で検討を行い、プランの中心となる経営体、いわゆる担い手の皆さんへの説明会を経て、平成 24 年度内に、町内 4 地区を、まだ細かい集落にはなっていないんですけども、4 地区で作成いたしまして、進めているわけですが、今、幸い信濃町には、農業生産組織や大規模な担い手が各地に存在して、農業を行っていただいているわけですが、近い将来、この組織も、皆さん高齢化が進み、維持ができなくなることが予想されますので、「人農地プラン」では、地域住民が、将来どのような地域農業のあり方をするのか、話し合いにより地域住民で意識を共有するこ

とが大切だということで、信濃町にとっては、この「人農地プラン」につきましては、地域でも、これから考えていかなければならないという、今の状況でございます。

農地中間機構でございますけれども、今の農地中間機構の事業は、議員さんおっしゃるとおり、今は長野県農業開発公社が農地保有合理化法人の指定を受け、「人農地プラン」、先ほど説明しました「人農地プラン」に位置付けられた担い手農家への様々な条件を整え、貸すことにより、貸し手・受け手それぞれが支援金などを受けて、メリットがある仕組みになっており、本年度当町でも、まだ実績はありませんが、こちらに相談はあります。その時に、今後、先ほど町長が申したとおり慎重に、農業公社等の検討時にも合わせて、この中間管理機構の部分も十分話していけたらと思っております。

規制緩和につきましては、まだこれから十分状況を見ながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) はい。分かりました。それでは次にコストについて伺いたいと思います。

TPP 交渉でもおなじみの、米などの重要 5 項目 586 品目は、関税で保護されております。しかし、国民が負担するコストを度外視して農業を保護するというのは、食料安全保障や多面的機能を維持する面では必要だとは思いますが、米の減反をしながら、食料自給率を向上させるということで、麦や大豆の生産に 3500 億円もの税金を投入して、これで作られる麦は 48 万トン、大豆は 28 万トンに過ぎません。同じ税金で 2000 万トンの輸入麦を、国内で備蓄する、できるという事ですが、農業生産に多大なコストが掛かるのであれば、農産物は国際価格で輸入して、洪水や、洪水防止や多面的機能などへの投資を増やした方が、国民負担は少なくなると思います。

国内の農業、農産物のコスト高については、どのような考えがありますでしょうか。伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) あの、本当にお答えするのが、難しいなというふうに思うのですが、これはやっぱり、日本の農業というのは特殊、特殊と言いますか、この限られた農地というのがありまして、やっている。その中で、ある面、国策として農業も保護、というような状況の中で、ずっと進んで来た。米の例をとれば、その昔、食糧管理法、食糧管制制度の中で、しっかりと守られてきたと。しかし、そういう流れも若干、こう変わってきているわけでありまして。特に今年あたりは、米農家からすれば、大変な価格の低落と言いますか、それで大変な被害を、被害という言い方はまずいんでしょうか、結果的に大変な低収入、収入減になってしまうような状況下にあるわけです。

私は、この農業、日本の農業を考えた場合、信濃町の農業も考えた場合ということで

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

申し上げさせていただきたいのですが、先ほども申し上げました、要はやっぱり農地を守るということは、国土・町土を守るということになってくると。そのことと、それから今、佐藤武雄議員さんがおっしゃる、国内での別途経費でその災害対応、あるいは国土を守ることをやれば良いじゃないかと、こういうご指摘ですが、なかなかそうはいかないんじゃないかなと。むしろその中で、農業は、しっかりとますます安全安心の農業が消費者に渡る、それが日本のやっぱり農業の良さでもありますので、そのことをしっかりと守っていくということでは、私は大きな方向として、今までの農業、若干守り過ぎているというようなお話がございますが、しっかりと守って、この発展に結び付けていくということの方が、極めて大事なことだと思っています。以上です。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 分かりました。それでは、引き続きまして、農家への補償について伺いたいと思います。

個別所得補償の固定払いは、14 年度から 10 アール 7500 円に半減し、18 年度からは廃止をし、主食用の需要減対策としての飼料用米に、収量に応じて最大 10 アール 10 万 5000 円を支払う、数量払いを導入するということですが、農家には補助金、交付金や、加入に対する認定農業者などの一定の要件がありますが、ナラシやゲタ対策などの保護する政策が数多くあります。その一方で、商店街や中小の会社などへは、シャッター街になっても、何ら救済されない現状です。補助金といっても、全て税金であり、消費者に掛かってきます。農家の自助努力も必要ではないかと思っているところではありますが、この点について見解をお聞かせください。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 農家が手厚いその保護政策の中にいるのではないかと、そういうようなご指摘かというふうに思うんですね。私は今、新たに、また進んでいるその個別保障の問題についても、中身的には、私はこれ十分じゃないというふうに、実は思っている部分、私も一農家の、本当に小規模の農家という立場も含めて申し上げれば、で、なかなかその認定、今回もいよいよ来年度から、その認定農業者等々の要件がないと補助金も出しませんよと、こういうふうに、具体的なスタートとして、金銭面でのスタートが始まるわけで、制度そのものは今年度から始まっているというふうに理解をしているのですが、そういう意味では、農家の皆さん方も大変厳しい状況にもあると。そしてまた、おっしゃるように農家の皆さん方が自助努力をしていないかということ、決してそうではなくて、先ほども言うように、大変な規模拡大、面積拡大もしながら、なんとかその経営を確保したいという思いも含めて、進めているというような実態もあるわけでして、そのことも含めて、まあ、あまりその言ってみれば、議員ご指摘のように、商工業者等々の兼ね合いで如何なものかと、こういうことでございますが、しかし、商工業者

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

の皆さん方にも、十分ではないですけども、やっぱり今までの中でも、商工会に対しても、当然にその補助という体制で、町としても十分ではないとしても応援をしてきている。そしてまたいろいろな制度の中で、景気対策も含めて、この間の地域振興券のようなことも含めて、対応してきているということでございますので、その辺も「1・足す・1は2」になるような話は、なかなかできないということで、ご理解いただきつつ、お互いにやっぱり、その辺は理解し合いながら、この町全体を、皆で考えていくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) はい。ありがとうございます。それでは、先ほどの森山議員の関連になりますが、建設残土のことに関しまして、質問いたしたいと思います。

町内の残土置き場と、それから埋め立て場所、それから仮置き場などの、現在の許可数は何か所ぐらいありますでしょうか。また、講和橋下の左右に残土置き場があります。その場所とそれから寿橋の、通学路の袂の埋め立て場所の許可とか、その後の経過とかはどうなっていますでしょうか。お答えいただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋博司) それでは数字的なことでございますので、私の方から回答させていただきます。まず、ご質問いただきました、現時点で許可をさせていただいております事業施行箇所につきましては、全部で14か所ございます。内容につきましては、建設残土の盛り土等でございます。事業施行者につきましては、9業者の方がいらっしゃいまして、全て町内の業者の方になります。

只今、3か所の経過について、お尋ねをいただきましたが、講和橋の西側、講和橋の東側、また新寿橋の西側でございますが、それぞれ許可をしておきまして、事業が進行してございます。安全性を基本に指導協議をしているところでございます。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) それでは過去に残土を埋め立てた場所の現況と、それから町外からの持ち込みとか、町外へ持ち出す等の把握はされているのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋課長。

■住民福祉課長 (高橋博司) はい。ではお答えいたします。事業完了後の過去の埋め立て地につきましては、埋め立て事業、盛り土事業に関しての調査等は実施しておりませ

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

ん。現時点で特に問題がある等の連絡はまいっておりません。

また、町外への持ち出し等についての、こちらの方での把握は、あくまで町内へ盛り土等をされる場合の許可をしているということでございますので、例えば、町外に町内の残土を持ち出されて盛り土をされたということについての把握はしておりませんが、盛り土を受け入れる処分場が町外もございますので、そちらの方にも処分をされているのではないかと考えております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4番 (佐藤武雄) ぜひ、不適切な埋め立てや処理、また自然破壊につながったり、災害を発生させたりしないように努めていただきたいと思います。

それでは次に行きます。菅川栈橋について伺います。町長、菅川栈橋に対する、まず考え方をお聞かせいただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 菅川栈橋についての考え方と言いますか、現状の中で、かなり前から、いわゆる町有栈橋については、使えない状況になっているということの認識でございます。そしてまた、新たな栈橋を地元の皆さんが、何とかお願いしたいというようなこともお聞きしています。議会にも、あれは請願ですか、陳情ですか、出されたというようなことで、議会としても採択をされているというような経過については、承知はしております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4番 (佐藤武雄) 現在、菅川栈橋は地質調査を行っております。それで、その先、環境省、それから県の河川課、この辺はまだちょっと、どういう進捗状況になっているかわからないので、この辺はちょっと説明していただきたいと思うのですが。

●議長 (小林幸雄) 北村総務課長。

■総務課長 (北村政光) 菅川栈橋の進捗状況でございますが、まず、ボーリング調査を行うに当たりまして、県の河川課、それから環境省等に協議を行って、その許可を得まして、ボーリング調査を実施したところでございます。許可が下りまして、10月中旬過ぎでございますので、その後、実際に調査に入らせていただいております。で、今の進捗状況についてでございますが、菅川栈橋の調査につきましては、12月の20日までの工期ということでございまして、今現在進んでいるところでございます。したがって、まだ業者からは成果物等については頂戴していないという状況でございます。

以上です。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 町長、今お聞きのとおりなので、その後とりあえず菅川区としては、浮棧橋を希望しているということなのですが、これ今後、研究していただきたいのですが、地元菅川区や汽船会社との話し合いを設けて、実現に向けて努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身も、あまり細かな分野まで承知していない部分もあります。そしてまた、野尻湖全体の問題として、あるいはまたこの信濃町全体の問題としてとらえていかなくてはいけない。そしてまた、当然、地元の菅川区の皆さん方のご意見も、当然そういう状況になれば、慎重にお聞きするというようなことだと思うんです。

その中では、浮棧橋というのは、私ちょっと今、あそこの中でどういう状況のことを言われているのか、ちょっと理解できない部分があるのですが、過去に、議員もご承知かと思うのですが、野尻湖検討委員会という、棧橋関係を中心とした野尻湖の整備検討として、時の長が諮問した委員会等もありました。それらの時のことも踏まえて、それぞれまた皆さんが町政として、全体としてオーケーだと、こういうような方向性が示されないと、一つには私はなかなか難しいのもあるだろうなというのは、現実問題として申し上げているんです。

あとは、河川課の問題だとか環境省の問題等々がございます。それは事務的な問題として、地元の皆さん方が納得できる、そういう方向付けをどう作り上げていくかということが、基本的に大事な分野だろうというふうに思いますので、やらないということではなくて、そのことをクリアしつつ要望にお応えできるような方向も、あとは財源の問題です、財政上の問題もありますので、そのことも含めて、慎重に対応させていただきたいと。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) ぜひ地元との話し合いを持っていただいて、良い方向で実現に向けて努力して行っていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、前回 9 月会議で質問させていただきしました、集会所それから改善センター等の老朽化対策について、再質問をいたします。各地域の高齢化により、維持管理できなくなり、放置され、また地域住民の集いの場がなくなり自治会が崩壊するような事態や、防災の観点からも、大変重要と考えております。前回の総務課長の答弁では、公共施設等総合整備計画の対象施設や基金などは考えていないとありま

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

したが、公民館に 3000 万円ものエレベーターを次々と設置する計画がある中、各地には 60 からの自治会の建物があり、地域のコミュニティを支え、大変重要だと思っております。この地域を維持するというのは、やっぱり町を維持することにつながり、表裏一体だと思っております。これを整備計画の対象にしたり、基金の積み立てをして、補助をするとか、そういう考えは、町長、ありますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おっしゃるように一時代前と言いますか、それぞれ制度資金等々を使いながら、地域の中で、いわゆるコミュニティセンターなり、生活改善センター、集落センター等々が出来てきたわけでありまして。今、一方は公民館というような話もあったようですが、それはそれぞれの地域の中においても、それぞれの当初の段階で、補助金等々をいただきながら地元の出資も含めて、進めてきたということでございますので、なかなかこれを持って、その公平というような観点には、なかなか立ちがたい部分はあるわけですが、しかし、今言われるように、大変長い年月が経っております。現実問題として、この集落センターが、あるいは集会所という施設は、今後やっぱり集落維持も含めて、大事な位置付けとして活用してきておりますので、どういう、何といたしますか、いわゆる改装といたしますか、例えば具体的に言えば、屋根をふき替えるとか、そういうような時に、どれだけ町がまたご支援できるか、それはやっぱりひとつの例として、いろいろな地域もいっぱいあるわけですから、基本的な分野をしっかりと押さえながら、町民の皆さん方、地域の皆さん方にもご理解いただける、そんな方策を考えていかなければいけない時期なのかなという認識は持っております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 老朽化している、一番古いので 36~37 年経っております。それで古海の集会所は、まだ平成 6 年なので、20 年ぐらいですけれど、もう屋根のペンキを塗らなくちゃいけないと、足場も含めて 150 万くらい掛かるということで、大変重荷になってきておるところでございますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それから集会場や公会堂は、一次避難集合場所になっておるところですが、例えば老朽化して放置され、使えなくなった場合の避難場所への移動ですよね。例えば徒歩で行くとか、車で行くとか。雪や雨の、こういう時の移動手段とかルートの決定とかは、想定されておりますでしょうか。また、今回の地震で、白馬村では、家の下敷きになった人が 1 人もいなかったということですが、あ、いましたけれども、死者が出なかったということですが、防災組織や防災マップが作られており、日頃から訓練されていたと聞きます。「自助・公助・共助・近助」だということなんですけど、この件につきまして、どのような対策を講じられますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 一つは、今、前段申し上げられた一次避難所として、それぞれの集落センターなりが、その一次避難所ですか、集合場所ですね。集合場所というふうになっておりますね。そこから、いわゆる本格的な避難場所へ移動していただくというような一次的な集合場所ということでございます。これは、先ほどの話と連動しますが、いろいろと建物が古くなったり、使えなくなれば、それなりにまた方法は当然考えて、地域の皆さんにもお知らせをし、やらなければいけないという部分だろうというふうに思いますが、今の時点では、当面一次集合場所というものは、そういうことで活用させていただきたいというところでございます。

あと、移動手段というのは、つまり、その避難所への移動手段ということですね。これは今それぞれ、今議員さんもおっしゃられましたけれども、やっぱり災害ということになった時に、まずやっぱり自分自身ということになろうかと思うんですね。で、自分自身のまさに自力ですが、そのことが一番の基本になるということで、その上で議員おっしゃられるように、それぞれまたご近所の中で、助け合いということで、まさにこれ共助ということになろうかと思うんです。そして、そこにさらに最終的にということになれば、その公な助けといいますか、公助という部分で成り立ってくるというふうに思いますので、その辺の公助の部分がどういうふうにもまた必要になるかということ、その公助が必要になる災害というのは非常にもう大変な災害になるなというふうに、実は想定しないといけないと思うんですね。ですから、あくまでも自助、共助という部分を最優先にしながら、第一次的な避難予防と言いますか、ということに取り組んでいただければということで、そういう防災計画上の流れにも、確か、なっているんですね。というふうに思いますので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 白馬村の防災マップというのは、すごくきめ細かくなっています、本当に近所の一人暮らしのところへは、こう矢印で、誰が行く、というようなことになっていますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

それでは、日本の周辺事態について伺いたいと思います。日本には周囲が 100 メートル以上の島が 6852 島あり、その内 6847 が離島、国境を支えている離島が 99 島で、この島によって、領海、接続水域、排他的経済水域を形成しているということなんです、これが日本が世界第 6 位の海洋国家たるゆえんだと思います。

近年、この日本の島しょや海底資源の権益が脅かされています。中国の、日本や日本海や東シナ海への進出、尖閣諸島、竹島、北方領土の問題。国土は主権であり、基盤であり、最終的には武力を持って戦ってでも守りとおす気概が必要だと思います。先ごろの小笠原への 200 隻の中国漁船の不法侵入、不法操業。しかし、この船は片道 2000 キロ、往復 4000 キロで燃料代が 300 万円ぐらい掛かるということで、まあ、ただの漁船ではな

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

く、後ろには中国の海警局の傘下で、日本の出方を試しているということで、尖閣の警備で手が回らない海上保安庁の動きを偵察し、国が関与しているということで、いつでも島は取れますよというメッセージだと言われております。

その前に 2012 年 5 月、五島列島の玉之浦湾に、109 隻の中国漁船が悪天候を理由に入港し、天候が回復しても、1 週間にわたり五星紅旗を翻して居座ったという事例も、これは対日恫喝（どうかつ）と偵察であった、と言われております。

日本の周辺でこの動きに対して、海上保安庁の強化をし、日本近海や島しょを断固守る、場合によっては、日米安保における米軍の出動や自衛隊を出動させるなど、周辺事態法、正確には周辺事態安全確保法の強化は大変必要だと思いますが、周辺、この海域の漁民も大変脅威を感じて、操業にも大変支障しているわけなので、ぜひ強化を必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 大変高度なご質問を頂戴していて、お答えも困るんですが、私、先ほども、外交と防衛の問題については、国のまさに根幹的な事務だというふうに申し上げさせていただきました。近年、報道、マスコミ報道等も含めて、いろいろな報道が見られるということも承知はしております。その中で、やはり国として、適切な対応をしていただくと、そのことが一番大事なことであり、私の段階ではそのことを申し上げさせていただきますということでございます。以上であります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、次に首相の靖国参拝について、他国からの干渉について伺います。

私は、戦争で命を落とした人々に尊崇の念を表すのは、日本国民として、また、参拝は当然であり、他国から批判されることはなく、内政干渉以前に、文化や宗教死生観は国によって違い、まったく大騒ぎする話ではないと思っております。

経過について申しますと、サンフランシスコ平和条約に、連合 48 か国と日本を合わせて 49 か国が署名・批准し、晴れて日本は独立にこぎつけたということです。その時、中国、韓国、台湾は招集されず、平和条約の 25 条に「この条約に批准・署名していない国には、この条約に関するいかなる権利も権限も与えない」と明記されています。ということは、中国も韓国も当時の戦犯や靖国に対する発言権は全くないという事です。そして、平和条約が発効した 1952 年 4 月 28 日、政府は 2 日後の 4 月 30 日の国会で、早くも戦傷病者戦没者遺族等援護法を成立をさせ、翌 1953 年 8 月 1 日に、戦犯にもこの法律を適用し、戦犯の遺族に同等の遺族年金及び弔慰金を支払う、支給することを決定し、一部改正、全会一致賛成で成立しました。この時点で、戦勝国がどんな決定を下そうとも、独立日本政府としては、戦傷病死も刑死による戦犯も、全て国家のために犠牲にな

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

ったとして、厚生大臣の認定により、その扱いに一切の差をつけないということを決定しました。この時点で、戦犯はなくなり、戦犯処刑は消え、公文書では法務死と書かれるようになったということです。よって靖国神社に祀られているのは、戦犯ではなく、法務死をされた方々だと位置付けられています。

町長に伺いたいんですが、他国、特に中国、韓国が首相の靖国参拝に、まったく資格がないのに異を唱えることについて、どのように考えられますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身も戦後の生まれの人間でございます。本当にこの戦争というものに、大変な目に遭われたといえますか、日本国民も含めて、そのおかげでこの平和を享受できているということに對しましては、戦没者含めて、ご遺族の皆様方にも、本当に、その気持ちをお伝えしたいという気持ちでございます。そしてまた、今その靖国参拝というような問題であります。この辺については、いろいろな解釈があるようでございます。私はそのことに対して、お答えする、いわゆる知識を持っておりませんので、ただ、ただただ戦没者を含めて、その皆さん方の哀悼の意を表するという気持ちは持っておりますが、その靖国参拝そのものに対して、私自身が申し上げる立場にないというふうに思っております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 前松木町長は、靖国には参拝しませんと言いましたけど、横川町長は、参拝はしましたか、これからしようと思えますか。どうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私はあまり行ったことないんです。高沢神社はお参りしておりますが、靖国の方はまだ行っておりません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) はい。分かりました。それでは、憲法に対する認識とあり方について、伺いたいと思います。

この日本国憲法は、憲法草案は大東亜戦争後、アメリカ主導で日本が作ったという体裁をとられて、天皇の発議により内閣が作成したという体裁がとられました。つまりあくまで日本人が自ら作成した憲法だということにされ、アメリカは、日本に憲法を押し付け、数年後には日本の非武装化は誤りであったと公式に認めました。私はこの憲法、11 章 103 条からなる憲法を、真の自主独立国家であるならば、改正すべきだと思ってお

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

りますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身は、今この立場もそうでございますし、あるいは過去に職員という立場もございます。そういう中では絶えず日本国憲法を順守するという立場で、やってきておるわけでございます。この改正云々という話は、また別途違うルールの中で進められるという、進められるかもしれない、あるいは進められないかもしれない、そういう部分でございますので、私が今この場所で、憲法改正についてお答えするような立場ではないというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) こういう事情については、また改めて次回、集団的自衛権も含めて、お聞きしたいと思います。今日は、私、これで終わります。

●議長 (小林幸雄) 関連質問のある方。(なしの声あり) なしと認め、以上で佐藤武雄議員の一般質問を終わります。

ここで申し上げます。本来ならば5人の予定で、一般質問をするわけでございますが、今後の議事の進行上、6番目の吉岡議員の質問も本日続けて行いたいというふうに思っております。したがって、時間が5時ちょっと過ぎる可能性もございますもので、よろしく願いいたします。これにご異議ございませんか。(なしの声あり)

はい。それでは、続けて吉岡議員の質問を行いたいと思います。なお、荒井議員につきましては、5時で退出ということ、申し出を受けておりますので、よろしいですか。はい。それでは、ここで5分くらい休憩をはさみたいと思います。25分から始めますので、お願いいたします。

(午後4時20分)